

平成28年度 第10回庁議要旨

日時：平成28年8月19日（金）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市自主防災組織機能強化補助金の見直しについて（総務部）

本制度は、平成26年度に食糧備蓄品（保存期間5年以上の非常食）を購入してから4年経過後に更新することを可能にし、また、補助金額を購入費用の「2/3」から「4/5」に改正しているが、食料備蓄品を一括して購入する必要があるため、自主防災組織にとって重い負担となっており、補助金の活用による食糧備蓄が伸びていない。自主防災組織からは使い勝手のよい補助制度が求められている。

自主防災組織による食糧備蓄の促進を図るため、食糧備蓄品の4年間での分割購入や世帯数の増加による追加購入、防災訓練等の使用分の補充購入ができるよう要綱を見直すことにより、地域防災力の向上及び組織の機能強化とともに、防災意識の醸成を推進するものである。

(1) 主な内容

食糧備蓄品の一括購入及び一括更新（買替え）に加えて、分割や追加、補充購入を可能にする。

ア 組織の世帯数分を限度に4年間で計画的に分割購入できるものとし、食糧備蓄品の更新（買替え）は、初年購入時から4年以上経過したときとする。

イ 組織の地区内に復興公営住宅が建設される等で急激な世帯数の増加に対応し、追加購入ができるものとし、食糧備蓄品の更新（買替え）は、追加購入時から4年以上経過したときとする。

ウ 組織の防災訓練時に備蓄食糧を使用した場合、補充購入を可能とする。

※補助割合：購入費用の「4/5」で変更なし。

(2) 今後の予定

平成28年8月 市長決裁後、要綱を施行するものとする。

市報及びホームページで公表予定

2 石巻市北上観光物産交流センターの設置について（北上総合支所）

環境省が進める東日本大震災からの復興支援として創設した「三陸復興国立公園」プロジェクトは、南三陸金華山地域の周辺部の里山、里海、集落地を含めた一定の地域（石巻市北上、登米市津山、南三陸町戸倉）をフィールドミュージアムとして位置付け、地域住民や小中学生、観光客が楽しく体験学習ができる場の施設として、「川のビジターセンター」を石巻市北上町十三浜字月浜地内に整備する。

また、「川のビジターセンター」脇に「(仮称)石巻市北上観光物産交流センター」を本市が整備し設置する。

北上地域観光の拠点として、観光情報の発信と地場産品の紹介や販売などを通じての観光振興及び地域の活性化を図る。

(1) 主な内容

ア 施設名称

石巻市北上観光物産交流センター

イ 概要

- ・構造：木造平屋建て
- ・延べ床面積：92.8㎡
- ・場所：石巻市北上町十三浜字月浜地内

ウ 業務内容

- ・北上地域の観光案内・情報の発信
- ・北上地域の生産物及び加工品の展示販売
- ・北上地域の風景写真の展示

エ 運営方法

- ・開館時間：午前9時から午後5時までとする。
- ・休館日：火曜日とする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和53年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、また、12月29日から翌年の1月3日とする。
- ・施設の運営に関しては指定管理者制度を導入する。

オ 施設利用料金の設定

- ・1日当たり 60円/㎡

(2) 今後の予定

平成28年 9月 建設工事着工予定

市議会第3回定例会に設置条例案を提案

平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定に係る議案を提案

平成29年 3月 建設工事完了予定

指定管理者に係る基本協定の締結

平成29年 4月 指定管理者に係る年度協定の締結

供用開始

3 石巻市老人福祉センター寿楽荘の指定管理者の指定について（福祉部）

石巻市老人福祉センター「寿楽荘」は、昭和45年の開館以来、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の機会を提供してきたが、新たに旧市役所跡地の復興公営住宅1階に併設することとし、平成28年度中の供用開始に向け整備を進めてきた。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名称：石巻市老人福祉センター寿楽荘

所在地：石巻市日和が丘一丁目1番1号

施設機能：施設面積 654.20㎡ 駐車場 敷地内 14台

集会室、和室、会議室、浴室、脱衣室、機能回復室、事務室等

業務内容：石巻市老人福祉センターの管理・運営に関する業務

高齢者の生きがいをづくりや健康づくりを促進する事業
 高齢者と地域住民との交流を促進する事業
 寿楽荘の利用許可に関する業務等

イ 指定する法人または団体

選定候補者：石巻市寿楽荘コンソーシアム

代表 株式会社サンアメニティ（所在地 東京都北区王子3-19-7）

（グループ構成団体 総合警備保障株式会社宮城支社 住所：仙台市青葉区中央4-6-1）

選定方法：公募型プロポーザル方式

ウ 指定の期間：平成28年11月26日から平成33年3月31日まで

エ 運営形態

（ア） 開館時間：午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、団体の利用（浴室の利用は除く。）に限り午後9時まで延長することができる。

（イ） 休館日：月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までは休館とする。

（ウ） 自主事業：指定管理者は自主事業に取り組むことができる。ただし、事前に市と協議すること。（60歳以上の健康体操教室、健康ヨガ教室等

(2) 今後の予定

平成28年 9月 市議会第3回定例会に補正予算案及び指定管理者の指定に係る議案を提案

平成28年10月 指定管理者と基本協定締結、年度協定締結

平成28年11月26日 石巻市老人福祉センター条例及び同条例施行規則の施行、開館

4 難聴児補聴器購入助成事業の助成対象追加について（福祉部）

難聴児補聴器購入助成事業は、身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中度の難聴児であって、補聴器の装用により、脳の発達や言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していることを要件として補聴器の購入を助成しているが、本年4月にFM補聴器システムが市町村振興総合補助金の対象品目に追加された。

助成対象補聴器にFM補聴器システムを追加することにより、難聴児を養育する世帯の負担軽減を図るとともに、難聴児の脳の発達や言語の早期習得を促進し、もって難聴児の福祉の増進に資する。

(1) 主な内容

下記の補聴器を助成対象に加える。

補聴器の種類		基準価格	基準価格に含まれるもの
FM補聴器システム	FM受信機	80,000円	
	FM型ワイヤレスマイク	98,000円	充電機を含む。
	オーディオシュー	5,000円	

※補助率は2/3

(2) 今後の予定

平成28年8月 石巻市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱一部改正
平成28年9月1日 施行

5 民間事業者による保育所整備への助成対象事業の拡充について（福祉部）

当市においては、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年4月に保育所や保育事業所等を公立・民間あわせ5か所新設している。また平成28年4月にも同様に5か所新設し、保育の受け皿を着実に拡大してきたところである。

しかしながら、女性の社会進出等から、保育の利用を必要とする家庭が増加し、待機児童は増加傾向にある。待機児童を解消し、安心して子どもを育てられる環境を整備するため、保育所を新たに建設する民間事業者に対し、助成を行ってきたところであるが、国においては、平成29年度中の待機児童解消を目標に掲げており、当市においても、早期に待機児童解消をできるように補助を活用した事業の実施手法を拡大する必要がある。

助成の対象事業の選択肢を拡大することで、増加する待機児童の早期解消を図る。

(1) 主な内容

現在まで行ってきた保育所の創設、増築を行う民間事業者への補助に加え、次の補助を実施しようとするものであり、いずれも、安心子ども基金管理運営要領に基づく。

ア 事業の内容

賃貸物件により新たに保育所を設置する場合に、賃借料、借上時における改修費等の補助を行うもの。

イ 補助対象事業者

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの

ウ 補助基準額・補助率

- (ア) 賃借料補助 1施設当たり 41,000,000円
(イ) 改修費等補助 1施設当たり 27,000,000円
(ウ) 補助率 3/4

エ 対象経費

種目	対象経費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金を除く。）にかかる費用
改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

(2) 今後の予定

平成28年 8月 石巻市民間保育所建設助成事業補助金交付要綱の一部改正
平成28年 9月 市議会第3回定例会に関係予算案を提案
平成28年10月 受付開始

6 事業復興型雇用創出事業の拡充等について（産業部）

東日本大震災の被災地域における、安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的とし、国の実施要領に基づき平成25年度から事業を実施している。

国の実施要領の一部改正に伴い、平成27年度までの対象者に対応するため、石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（以下「旧型交付要綱」という。）と石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（新型）（以下「新型交付要綱」という）を一部改正するとともに、平成28年度新規申請者を対象とする石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（中小企業型）（以下「中小企業型」という）を制定する。なお、平成27年度実施の移転費型については、廃止とする。

(1) 主な内容

ア 現在の制度

	旧型交付要綱	新型交付要綱
対象事業主	市が認定する対象産業政策（別紙）を実施し、被災求職者を平成25年4月1日から平成27年5月31日までに1名以上雇用している市内の事業所	市が認定する対象産業政策（別紙）を実施し、被災求職者を平成27年4月1日から平成28年3月31日までに1名以上雇用している市内の事業所
助成対象労働者	平成25年4月1日から平成27年5月31日までに雇い入れられた被災求職者 ※補充労働者に関しては平成29年12月31日までに雇い入れられた者	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに雇い入れられた被災求職者
助成対象期間	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日まで
助成金額	1年目：最大 120万円/人 2年目：最大 70万円/人 3年目：最大 35万円/人 計：最大 225万円/人	1年目：最大 120万円/人 2年目：最大 70万円/人 3年目：最大 35万円/人 計：最大 225万円/人
交付限度額	1億円	2,000万円

イ 制度の一部改正後

	旧型交付要綱	新型交付要綱
対象事業者	市が認定する対象産業政策（別紙）を実施し、被災求職者を平成23年3月11日から平成27年5月31日までに1名以上雇用している市内の事業所	市が認定する対象産業政策（別紙）を実施し、被災求職者を平成27年4月1日から平成29年3月31日までに1名以上雇用している市内の事業所
助成対象労働者	平成30年3月1日までに雇い入れられた補充労働者に限る	平成27年4月1日から平成29年3月31日までに雇い入れられた被災求職者
助成対象期間	平成30年3月31日まで	平成32年3月31日まで
助成金額	1年目：最大 120万円/人 2年目：最大 70万円/人 3年目：最大 35万円/人 計：最大 225万円/人	1年目：最大 60万円/人 2年目：最大 40万円/人 3年目：最大 20万円/人 計：最大 120万円/人
交付限度額	1億円	2,000万円

ウ 中小企業型交付要綱の概要

中小企業型交付要綱	
対象事業者	市が認定する対象産業政策（別紙）を実施する中小企業者であり、被災求職者を平成28年4月1日から平成29年3月31日までに1名以上雇用している市内の事業所
助成対象労働者	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに雇い入れられた被災求職者
助成対象期間	平成32年3月31日まで
助成金額	1年目：最大 60万円／人 2年目：最大 40万円／人 3年目：最大 20万円／人 計：最大 120万円／人
交付限度額	2,000万円

(2) 今後の予定

- 平成28年8月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の一部改正
石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱の一部改正
石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱制定
- 平成28年8月 対象者事業主へ市報・ホームページ等で周知
- 平成28年9月 受付開始

7 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設について（産業部）【継続審議】

8 石巻市水産総合振興センターの設置について（産業部）

東日本大震災により、水産物地方卸売市場、水産物流通加工総合管理センター及び背後地の水産加工団地は壊滅的な被害を受けた。このため、新たな卸売市場については復旧を進め、荷捌き施設は平成27年9月に全棟供用開始となった。

しかし、荷さばき施設以外の福利厚生施設、漁業研修施設、防災避難施設及び貸事務所の復旧については、魚町二丁目の水産加工団地内に一体的に整備を進めており、本年9月に竣工する予定である。

漁業者・船員及び復旧が進む水産加工団地内に必要な福利厚生施設、漁業研修施設、防災避難施設及び貸事務所を備えることと本市の水産業の振興を図り、並びに漁業者の福利の厚生に資することを目的として「(仮称)石巻市水産総合振興センター」を設置し、当該施設に対し指定管理者制度を導入することで、運営費用の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市水産総合振興センター条例の新設

- ア 施設の名称 石巻市水産総合振興センター
- イ 施設の所在地 石巻市魚町二丁目12番地3
- ウ 施設内容
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造3階建て
 - ・ 延べ床面積：2,849.60㎡
 - ・ 福利厚生機能：入浴施設、休憩室、脱衣室、食堂・売店
 - ・ 漁業研修機能：情報資料室、調理実習室、試験分析・加工実習室、会議室
 - ・ 防災機能：備蓄倉庫、避難通路
 - ・ 事務所機能：貸事務室

	・ 附帯施設 : 管理室
エ 設置目的	本市の水産業の振興を図り、漁業者及び水産加工流通業者の事業活動の活性化に資するため
オ 業務内容	・ 施設の使用許可及び維持管理に関すること ・ 貸館業務 ・ その他、目的を達成するために必要な事業（自主事業等）
カ 休館日	石巻市魚市場の休業日（日曜日・祝祭日・年末年始等）
キ 開館時間	午前8時30分から午後5時まで
ク ①会議室等	(ア)大会議室 700円/h (イ)中会議室 300円/h (ウ)小会議室 100円/h (エ)調理実習室 400円/h (オ)試験分析・加工実習室 800円/h (カ)情報資料室、通路その他の供用施設 500円/h ※営利目的として利用する場合は、旧・水産物流通加工総合管理センターの規定を継承し、使用料を2倍の額とする。
②テナント	食堂2区画、売店1区画及び貸事務室 月額：2,100円/m ²
③浴室・休憩室	無料 ※船員や荷捌き作業等に従事する者の利用に限定することとし、水産振興の観点から無料とする。
ケ 施行期日	12月までは準備期間とし、施行日は平成29年1月1日とする。 (指定管理への移行は、平成29年4月1日からとする。)

(2) 今後の予定

平成28年	9月	市議会第3回定例会に補正予算案及び設置条例案等について提案 建設工事竣工
平成28年	9月	
	～12月	情報資料室展示設備設置、運営確認等開館準備 貸事務室・食堂テナント募集決定・入居準備期間
平成28年	12月	市議会第4回定例会に指定管理者の指定に係る議案を提案
平成29年	3月	指定管理者との基本協定締結
平成29年	4月	指定管理者との年度協定締結、指定管理開始 ※建物引渡し後、平成29年3月末までは直営管理とする。 ※オープン時期については、開館準備が整い次第、協議のうえ決定する。

9 石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について（教育委員会）

国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組の一環として、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置がなされることになった。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り幼児

教育の無償化に向けた取組を推進する。

(1) 主な内容

年収360万円未満の世帯を対象として、次のとおり保育料を軽減

ア 多子世帯の保育料減免の拡充

【対象】年収360万円未満相当世帯（※1）

【内容】多子計算に係る年齢制限を廃止

（現行）小学校3年生まで

→（拡充後）年齢制限撤廃（現行の保育料の第2子半額、第3子以降無料が完全実施される。）

イ ひとり親世帯等（※2）の保護者負担の軽減

【対象】年収360万円未満相当のひとり親世帯等

【内容】所得階層の保育料減免を実施

（現行）設定なし

→（拡充後）第1子：半額
第2子以降：無料

（※1）「年収360万円未満相当の世帯」とは、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯のことをいう。

（※2）「ひとり親世帯等」とは、以下に該当する世帯のことをいう。

- ・保護者または保護者と同一世帯に属する者が「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者」、「特別児童扶養手当の支給対象児童」または「国民年金障害基礎年金の受給者」のいずれかに該当する世帯（在宅に限る。）

[報告事項]

1 新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区に含まれる地域の追加について（復興事業部）

現在、事業実施中の石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業において、施行地区の内外にわたる土地の分筆手続をしていた際に、当該地番が公図にはあるものの登記簿には記載がなく、整合性について法務局に確認し協議した結果、公図の「日和が丘二丁目46番」をなくし隣接する「門脇町一丁目18番」の一部とすることで地図訂正をすることとなった。

新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区に門脇町一丁目の一部を新たに加えることで適正な事業の運用に資する。

(1) 主な内容

新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業について、以下のとおり門脇町一丁目を加える。

事業の名称	施行地区に含まれる地域
石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業	石巻市門脇字山岸の全部、門脇町一丁目、門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、日和が丘二丁目、南浜町四丁目の各一部

※施行区域が増加するものではない。

(2) 今後の予定

平成28年9月 市議会第3回定例会に条例改正案を提案予定（公布日から施行）

2 高齢者のインフルエンザ予防接種自己負担金の見直しについて（健康部）

高齢者のインフルエンザ予防接種は予防接種法において定期接種のB類疾病に位置づけられており、感染を予防し、健康保持及び増進を図ることを目的に実施している。

平成27年5月に厚生労働省が、高齢者インフルエンザ接種事業において3価（3種類）ワクチンからWHOが推奨している4価（4種類）ワクチンの導入を決定したことにより、ワクチン単価が上昇した。

本市における自己負担金については、高齢者肺炎球菌予防接種と同様にワクチン単価を参考にしており、昨年度は、年度途中のワクチン変更であったため、自己負担金を据え置いたが、本年度から改定するもの。

(1) 主な内容

ア 自己負担金の変更

平成28年度から1,500円（変更前1,000円）

生活保護世帯は自己負担免除

イ 接種対象者

(ア) 65歳以上の方

(イ) 60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方等

(2) 今後の予定

平成28年10月1日 予防接種開始に伴い自己負担金額の引き上げ。

3 中心市街地における土地貸付料の軽減について（産業部）

震災の影響により中心市街地の商業機能が著しく落ち込み、人口減少や街中の機能低下が進む中、水辺と親しめる空間づくりや安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりが求められていることから、商業や観光業の振興による中心市街地の活性化が急務となっている。

土地貸付料の軽減措置を行うことにより、中心市街地の経済活力を向上させる効果のある事業を誘致し、中心市街地の活性化を図る。

(1) 主な内容

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）の採択を受けた事業者が、中心市街地内の市有地を借地して事業を実施し、中心市街地の活性化に資する場合に、土地貸付料の軽減措置を行うもの。

【中心市街地内市有地の貸付料率の減免】

対象 : 中心市街地において、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）の採択を受けた事業者が、当該認定事業を実施する場合

減免期間 : 貸付期間の初日から平成38年3月31日まで

減免内容 : 貸付料率を年6.5%から年1.4%に軽減する。

(2) 今後の予定

平成28年9月 市議会第3回定例会へ条例の一部改正案を提案（公布日より施行予定）

以上